

はじめに

学校における不祥事の再発防止については、北海道教育委員会をはじめ各市町村教育委員会や学校において様々な取組がなされてきたところですが、依然として、金銭事故などが後を絶たない状況となっており、特に、平成14年度においては、道立学校及び市町村立学校で8件もの金銭事故が発生するという異常な事態となり、その事故の多くは、学校の私費会計に関わるものでした。

このような不祥事は、児童・生徒や保護者からの信頼を損ねるばかりでなく、教育行政に対する道民の信頼をも損ねることとなることから、道立学校における金銭事故の再発防止を図るため、平成15年6月に、北海道高等学校長協会、北海道特殊学校長会、北海道高等学校教頭会、北海道公立学校事務長会の代表者並びに北海道教育庁企画総務部総務課、財務課、教職員課、生涯学習部高校教育課、小中・特殊教育課、石狩教育局の関係職員で構成する「学校事務改善協議会」が設置されました。

学校事務改善協議会では、関係団体、関係課等の連携のもとに、金銭事故の再発を防止する改善策を取りまとめることとし、高等学校長協会は、金銭事故防止に関わる校長としての役割の検討、特殊学校長会は、改善に向けたアンケート調査等の実施、高等学校教頭会は、啓発活動等の実施、公立学校事務長会は、実務的な事務処理規程の検討、教育庁関係課は、各学校で実施した自主点検結果の分析や学校の実態調査等、教育局は、各種研修会等における事故防止の啓発に取り組むこととしました。

高等学校長協会では、金銭事故のみならず教職員の信用失墜行為全般の防止に向けた検討を進め、学校における様々な不祥事等の信用失墜行為を未然に防止する体制づくりと教職員の意識の醸成を図るための方策を、「教職員の服務規律」として冊子に取りまとめました。

また、公立学校事務長会では、学校における私費会計の適正かつ効率的な事務処理規程の検討を進め、昭和46年以降の北海道教育委員会の通知を踏まえるとともに、財務課が実施した実態調査の結果等も反映し、より実効性のある事務処理規程として、私費会計事務処理要領の準則案を作成しました。

本マニュアルは、学校事務改善協議会として「私費会計事務処理要領（準則）」を中心に、私費会計改善の視点や、事務処理を進めるに当たっての基本的な事項等をまとめたものであり、事務担当者だけではなく、私費会計に関わる教職員も容易に理解し、適切な事務処理ができるように配慮して作成しました。

各学校におかれましては、本マニュアルを基にして、私費会計の見直しや校内体制の検討を行うとともに、学校の実態に即した校内の事務処理規程を定めるなど、金銭事故防止の取り組みをお願いします。